

○工期が2年度以上にわたる継続工事における前払金等についての取扱要領

昭和61年3月24日 管理者決裁
平成11年7月14日 一部改正
平成24年6月25日 一部改正
令和2年4月14日 一部改正
令和4年8月2日 一部改正
令和8年4月1日 一部改正

工期が2年度以上にわたる工事請負契約(工期が2年度にわたり契約年度において支払をしない工事を除く。)における前払金、中間前払金及び部分払については、次により取扱うこととする。

1 前払金及び中間前払金について

- (1) 前払金及び中間前払金の支払は、工事全体の前払金及び中間前払金を、各年度の支払限度額に対応する各年度の出来形予定額(以下単に「出来形予定額」といい、支払限度額を部分払の率(9/10。以下同じ。)で除して得た額を指すものとする。)の請負代金額に占める割合に応じてそれぞれ各年度に分割して行うものとする。ただし、年度末において契約を締結する場合、前払金については、当該年度の支払限度額の範囲内で支払ができるときに限り、当該年度及び翌年度の前払金をあわせて支払うことができるものとする。
- (2) 各年度の前払金額及び中間前払金額は、次式によりそれぞれ算定する。ただし、最終年度の前払金額及び中間前払金額は、それぞれ工事全体の前払金額又は中間前払金額から前年度までの前払金額又は中間前払金額の合計額を控除して得た額とする。
工事全体の前払金額(工事全体の中間前払金額)×(当該年度の出来形予定額/請負代金額)
(10万円未満の端数が生じたときは、10万円未満を四捨五入する。)
- (3) 前払金の時期は、契約年度にあっては契約締結後早い時期とし、第2年度以降は、それぞれの年度当初とする。ただし、前年度の出来形が出来形予定額に達していないときは、当該予定額に達したことを確認した後とする。この場合の確認は工事主任が行う。
- (4) 中間前払金の時期は、各年度の工事実施期間の2分の1まで経過し、かつ、工事工程表によりその時期までに実施すべき作業が行われ、その出来形から前年度までの出来形予定額の合計額を控除した額が当該年度の出来形予定額の2分の1に達したことを確認した後とする。この場合の確認は工事主任が行う。なお、部分払(最終の会計年度以外の各会計年度末に請求したものを除く。)を行った年度がある場合は、次年度以降も部分払によることとし、部分払に代えて中間前払金を行うことはしないものとする。
- (5) 請負人が保証事業会社と締結する前払金又は中間前払金に係る保証契約の保証期限は、いずれも各年度末(最終年度にあっては当該工事のしゅん功期限)とする。なお、(1)ただし書の場合には翌年度末(当該工事が2年度継続工事であるときは、しゅん功期限)とする。
また、(3)ただし書の場合に、前年度の前払金及び中間前払金に係る保証期限を予定額に達する日まで延長させるものとし、その事務手続は工期延長の場合に準じて行うものとする。

2 部分払について

- (1) 中間前払金を行った年度がある場合は、次年度以降も中間前払金によることとし、中間前払金に代えて部分払を行うことはしないものとする。ただし、中間前払金を選択した場合であっても、最終の会計年度以外の各会計年度末の部分払に限り、これを認めることとする。
- (2) 前払金を分割して支払った場合の部分払金額は次式により算定する。
請負代金相当額×部分払の率－(前会計年度までの支払金額の合計額＋当該会計年度の部分払金額の合計額)－(当該会計年度の前払金額＋当該会計年度の中間前払金額)×((請負代金相当額－(前会計年度までの出来形予定額の合計額＋出来形超過額))/当該会計年度の出来形予定額)
(10万円未満の端数が生じたときは、10万円未満を切り捨てる。)
(注) 中間前払金を行ったときは、算式中「当該会計年度の部分払金額の合計額」は0円とし、また、年度末以外において部分払を行ったときは、算式中「当該会計年度の中間前払金額」は0円として、それぞれ当該算式を用いる。
- (3) 中間前払金を選択しない場合の部分払回数は、工期が150日以上のもは、工期日数を50で除して得た数とし、工期が150日未満のものは3回とする(1(1) ただし書きの場合には、この算出した数から1回減ずる。)
- (4) 部分払の請求は、請負人の任意であるが、年度末における部分払については、できるだけ請求するように請負人を指導するものとする。この場合、出来形超過額については、中間前払金を行わなかったときは、当該超過額を翌年度に入って部分払として支払うこととするが、中間前払金を行ったときは、この超過額の支払は行わないこととする。

3 支払限度額

- (1) 支払限度額は、各年度の出来形予定額に部分払の率を乗じて得た額(最終年度にあつては「残額」とする。
- (2) 前年度の支払額が支払限度額に達しないとき、その差額は当該年度の支払限度額に合算するものとする。

4 契約の締結

- (1) 契約書の前払金額及び中間前払金額の欄には、各年度の出来形予定額に応じた前払金額及び中間前払金額を記載するものとし、当該各年度以外の年度において前払金を支払うときは、「(ただし、〔 〕年度において支払うものとする。)」と付記するものとする。
- (2) 契約書には、「札幌市水道局建設工事請負契約約款(平成8年3月22日管理者決裁)及び別紙「継続工事特約条項」を添付するものとする。

附則

この取扱いは、昭和61年4月1日から施行する。

附則

- 1 この取扱いは、平成7年6月1日から施行する。
- 2 この取扱いは、この取扱いの施行の前日において行われた告示その他の契約の申込みの誘引に係る契約で同日以後に締結されるものについては、適用しない。

附則

- 1 この取扱いは、平成8年3月22日から施行する。
- 2 この取扱いは、この取扱いの施行の前日において行われた告示その他の契約の申込みの誘引に係る契約で同日以後に締結されるものについては、適用しない。

附則

- 1 この取扱いは、平成9年9月19日から施行する。
- 2 この取扱いは、この取扱いの施行の前日において行われた告示その他の契約の申込みの誘引に係る契約で同日以後に締結されるものについては、適用しない。

附則

- 1 この取扱いは、平成11年8月1日から施行する。
- 2 この取扱いは、この取扱いの施行の前日において行われた告示その他の契約の申込みの誘引に係る契約で同日以後に締結されるものについては、適用しない。

附則

この取扱いは、平成24年6月27日から施行する。

附則

- 1 この取扱いは、令和2年4月14日から施行する。
- 2 この取扱いは、この取扱いの施行の前日において行われた告示その他の契約の申込みの誘引に係る契約で同日以後に締結されるものについては、適用しない。

附則

- 1 この取扱いは、令和4年8月5日から施行する。
- 2 この取扱いは、この取扱いの施行の前日において行われた告示その他の契約の申込みの誘引に係る契約で同日以後に締結されるものについては、適用しない。

附則

- 1 この取扱いは、令和8年4月3日から施行する。
- 2 この取扱いは、この取扱いの施行の前日において行われた告示その他の契約の申込みの誘引に係る契約で同日以後に締結されるものについては、適用しない。

継続工事における前払金等に関する事務取扱いについて

- 1 予算確認(計画課)
施行伺の裏面に、各年度の支払限度額及び出来形予定額を記載する(別紙1のとおり)。
- 2 指名通知(契約係)

- (1) 部分払の欄に次の事項を記載する。
『この工事にあつては、 回とする。』
- (2) その他の欄に次の事項を記載する。
『この工事の請負代金については、年度別支払限度額(年度 千円、……………
、 年度残額)を設けています。
また、前払金及び中間前払金は年度別の出来形予定額に応じて分割して支払うこととなります。』
- 3 契約書及び契約約款(契約係)
契約書は別紙2を使用し、契約約款は別紙3を現行約款に添付して使用する。
- 4 年度別前払金額及び中間前払金額の算定(契約係)
前払金額算定表(別紙4-1)及び中間前払金額算定表(別紙4-2)により算定し、同表を施行伺に添付する。
- 5 部分払(契約係)
部分払伺は別紙5による。
請負人に対する通知は、別紙6による。
- 6 前払金保証期限延長の手續(工事担当課、契約係)
取扱要領1・(3)のただし書の場合は、工事主任が措置必要事項報告書を作成の上契約係へ通知する。
契約係は請負人へ、別紙7により前払金保証期限延長の手續をとるように通知する。
工事主任は、取扱要領1・(3)のただし書の確認をおこなったときは、速やかに契約係へ別紙8により通知する。

別紙1

支 払 限 度 額 設 定 表

年 度	限 度 額 (千円)	出来形予定額(千円)
合 計		

「継続工事特約条項」

(この契約の特則)

第〇条 前会計年度までの支払額の合計額が各会計年度における請負代金の支払いの限度額（以下及び契約書において「支払限度額」という。）の前会計年度までの合計額に達しないときは、その差額は当該会計年度の支払限度額に合算するものとする。

2 発注者は、予算の都合その他の必要があるときは、契約書記載の支払限度額、前払金額及び中間前払金額を変更することができる。

3 前項の規定により変更が行われる場合は、第〇条第〇項の規定を準用する。

第〇条 この契約に基づく前払金については、第〇条第〇項中「工事成期の時期」とあるのは「工事成期の時期（最終の会計年度以外の会計年度にあっては、各会計年度末）」と、「請負代金額の10分の4以内の前払金」とあるのは「発注者が定める契約書記載の各年度の前払金（第〇項及び第〇項の規定による超過額があるときは、その額を控除する。）」と、同条第〇項中「請負代金額の10分の2以内の中間前払金」とあるのは「発注者が定める契約書記載の各年度の中間前払金（第〇項及び第〇項の規定による超過額があるときは、その額を控除する。）」と、「部分払」とあるのは「部分払（最終の会計年度以外の各会計年度末に請求したものを除く。）」と、同条第〇項中「工期」とあるのは「当該会計年度の工実施期間」と、「請負代金相当額が請負代金額」とあるのは「請負代金相当額から契約書記載の前会計年度までの支払限度額を10分の9で除して得た額（以下「出来形予定額」という。）の合計額を控除した額が、当該会計年度の出来形予定額（当該会計年度が最終の会計年度の場合にあっては、請負代金額から前会計年度までの出来高予定額の合計額を控除した額）」と、同条第〇項中「請負代金額の10分の4（第〇項の規定により中間前払金の支払いを受けているときは10分の6）から受領済みの前払金額（中間前払金の支払いを受けているときは、中間前払金額を含む。次項及び次条において同じ。）を差し引いた額に相当する額の範囲内で前払金」とあるのは「請負代金額に10分の4（第〇項の規定により中間前払金を受けているときは10分の6）を乗じて得た額から契約書記載の前払金額及び中間前払金額の合計額を控除した額について発注者が定める当該年度以降の各年度の額があるときは、その額」と、同条第〇項中「受領済みの前払金額」とあるのは「契約書記載の各年度の前払金額及び中間前払金額の合計額」と、同条第〇項、第〇項及び第〇項中「超過額」とあるのは「超過額について発注者が定める当該年度以降の各年度の額のうち受領済みの額」と読み替えてこれらの規定を適用する。ただし、この契約を締結した会計年度（以下「契約会計年度」という。）以外の会計年度においては、受注者は、予算の執行が可能となる時期以前に前払金の支払いを請求することはできない。

2 発注者が契約会計年度について前払金の支払いを行わない旨を定めたときは、前項の規定による読替え後の第〇条第〇項の規定にかかわらず、受注者は、契約会計年度について前払金の支払いを請求することができない。

3 発注者が契約会計年度に翌会計年度分の前払金を含めて支払いを行う旨を定めたときは、第1項の規定による読替え後の第〇条第〇項の規定にかかわらず、受注者は、契約会計年度に翌会計年度に支払うべき前払金を含めて前払金の支払いを請求することができる。この場合において、次項及び第5項の規定は適用しない。

4 前会計年度末において、第〇条第〇項の請負代金相当額（以下「請負代金相当額」という。）が前会計年度までの出来形予定額の合計額に達しないときは、第1項の規定による読替え後の第〇条第〇項の規定にかかわらず、受注者は請負代金相当額が当該出来形予定額の合計額に達するまで当該会計年度の前払金の支払いを請求することができない。

5 前会計年度末において、請負代金相当額が前会計年度までの出来形予定額の合計額に達しないときは、請負代金相当額が当該出来形予定額の合計額に達するまで前払金及び中間前払金の保証期限を延長するものとする。

第〇条 この契約に基づく部分払については、第〇条第〇項ただし書中「請求することができない」とあるのは「最終の会計年度以外の各会計年度末を除き、請求することができない」と読み替えてこの規定を適用する。

2 この契約における部分払金は、第〇条第〇項の規定にかかわらず、次の式により算出した額の範囲内とする。なお、次の式における「出来形超過額」とは、請負代金相当額のうち、当該会計年度までの出来形予定額の合計額を超えた額をいう。

$$\text{請負代金相当額} \times \frac{9}{10} - \left(\begin{array}{l} \text{前会計年度末、当該会計年度} \\ \text{での支払金額+の部分払金額} \\ \text{の合計額} \quad \text{の合計額} \end{array} \right) - \left(\begin{array}{l} \text{当該会計年度} \\ \text{の前払金額} \end{array} + \begin{array}{l} \text{当該会計年度} \\ \text{の} \\ \text{中間前払金額} \end{array} \right) \times \left(\frac{\text{請負代金相当額} - \left(\begin{array}{l} \text{前会計年度まで} \\ \text{の出来形予定額+} \\ \text{出来形超過額} \\ \text{の合計額} \end{array} \right)}{\text{当該会計年度の出来形予定額}} \right)$$

3 受注者は、中間前払金の支払いを受けている場合を除き、前項により算出した額と第〇条第〇項及び第〇条第〇項により請求済みの額の合計額が、当該会計年度までの支払限度額の合計額を超えたときは、その超えた額を部分払として翌年度に請求することができる。この部分の部分払は、契約書記載の部分払回数には含まないものとする。ただし、受注者は、予算の執行が可能となる時期以前にこの場合の部分払の支払いを請求することはできない。

4 前条第1項から第4項まで及び前項の請求については、第〇条第〇項の規定により監督員を経由して行うと定められたものから除くものとする。

第〇条 この契約が解除された場合においては、第〇条第〇項中「第〇条の規定による前払金及び中間前払金並びに第〇条の規定による部分払金」とあるのは、「第〇条の規定による前払金及び中間前払金並びに第〇条の規定による部分払金」と読み替えてこの規定を準用する。

別紙4—1

前払金額算定

<p>工事全体の 前払金額</p>	<p>請負代金額</p> $\boxed{} \times \frac{4}{10} = \boxed{} \div \boxed{} \text{ ①}$ <p>10万円未満切捨て</p>
<p>年度の 前払金額</p>	<p>①</p> <p>支払限度額</p> $\boxed{} \times \frac{\boxed{}}{\text{請負代金額}} \div \frac{9}{10} = \boxed{}$ <p>(10万円未満四捨五入)</p> $\boxed{} \div \boxed{} \text{ ②}$
<p>年度の 前払金額</p>	<p>①</p> <p>支払限度額</p> $\boxed{} \times \frac{\boxed{}}{\text{請負代金額}} \div \frac{9}{10} = \boxed{}$ <p>(10万円未満四捨五入)</p> $\boxed{} \div \boxed{} \text{ ③}$
<p>最終年度の 前払金額</p>	<p>② ③</p> $\boxed{} - (\boxed{} + \boxed{}) = \boxed{}$

中間前払金額算定

<p>工事全体の 中間前払金額</p>	<p>請負代金額</p> $\boxed{} \times \frac{2}{10} = \boxed{} \div \boxed{} \text{ ①}$ <p>10万円未満切り捨て</p>
<p>年度の 中間前払金額</p>	<p>① 支払限度額</p> $\boxed{} \times \frac{\boxed{} + \frac{9}{10}}{\text{請負代金額}} = \boxed{}$ <p>(10万円未満四捨五入)</p> $\boxed{} \div \boxed{} \text{ ②}$
<p>年度の 中間前払金額</p>	<p>① 支払限度額</p> $\boxed{} \times \frac{\boxed{} + \frac{9}{10}}{\text{請負代金額}} = \boxed{}$ <p>(10万円未満四捨五入)</p> $\boxed{} \div \boxed{} \text{ ③}$
<p>最終年度の 前払金額</p>	<p>② ③</p> $\boxed{} - (\boxed{} + \boxed{}) = \boxed{}$

決裁区分	請負代金額の部分払について						年 月 日起案
							年 月 日決裁
主 管	総務課長	係 長	合 議	財務課長	経理係長	係	起案者 ☎

契約番号 及び 件 名	第 号
請 負 人	

上記の工事について、第 回の部分検査の結果は、別添工事部分検査報告書のとおりですの
で、下記のとおり請負代金額の部分払をすることとし、別紙案によって請負人あて通知してよろし
いか伺います。

記

- 1 部分払金額 金 円也
 - 2 検査年月日 年 月 日
- 算出基礎

部分払金額	$\text{請負代金相当額} \times \text{部分払の率} - \left(\begin{array}{l} \text{前会計年度ま} \\ \text{での支払金額} \end{array} + \begin{array}{l} \text{当該会計年度} \\ \text{の部分払金額} \end{array} \right) - \left(\begin{array}{l} \text{当該会計年度} \\ \text{の前払金額} \end{array} + \begin{array}{l} \text{当該会計年度} \\ \text{の} \\ \text{中間前払金額} \end{array} \right)$
の計算方法	$\times \left(\frac{\text{請負代金相当額} - \left(\begin{array}{l} \text{前会計年度まで} \\ \text{の出来形予定額} + \end{array} \right) \text{出来形超過額}}{\text{当該会計年度の出来形予定額}} \right)$ <p>(10万円未満の端数が生じたときは、10万円未満を切り捨てる。)</p>
計 算 式	$\times \frac{9}{10} - \left(\quad + \quad \right) - \left(\quad + \quad \right)$ $\times \left(\frac{\quad - \left(\quad + \quad \right)}{\quad} \right)$ $= \quad \div$

支払状況

支 払 区 分	請 負 代 金 相 当 額	出 来 形 割 合	支 払 金 額
請 負 代 金 額 A			
前払金額 B	年度		
	年度		
中間前払金額 C	年度		
	年度		
部 分 払 金 額 D	1回目	円	%
	2回目		
	3回目		
残 額 A-B-C-D			

号 外
年 月 日

様

札幌市水道事業管理者
水道局長

請負代金額の部分払金額の決定について(通知)

契約番号 第 号
件 名

上記工事について、第 回目の部分払金額を下記のとおり決定したので通知します。

記

- | | |
|------------------------------|---|
| 1 部分払算出額 | 円 |
| 2 本年度支払限度額 | 円 |
| 3 本年度支払済額(前払金等) | 円 |
| 4 今回支払額(2-3、ただし、1より多いときは1の額) | 円 |
| 5 残額(1-4) | 円 |

(残額は来年度の4月1日以降に請求して下さい。)

号 外
年 月 日

様

札幌市水道事業管理者
水道局長

保証期限の延長について(通知)

契約番号 第 号
件 名

上記工事については、前払金保証契約の保証期限内に出来形が予定額に達することができないと予想されますので、直ちに下記のとおり保証期限の延長の手続きをされるよう通知致します。

記

当初の保証期限	年	月	日
変更後の保証期限	年	月	日

別紙8

課 長	係 長	係

出来形確認通知書

年 月 日

総務課長 様

配水管理課長

契約番号 第 号
件 名

上記工事については、 年 月 日に出来形が 年度の出来形予定額
に達したことを確認したので、通知します。